

[illegible]

注 1 事業設備（除稼働車運用及び荷運賃運賃を算入すること）について記載すること。
2 契約約款等において規定するサービスの範囲区分と別添表のとおりとする。
3 各区分の規模（年間及び半期間）に応じて異なることとする。
4 道路貨物運賃の算定に適用される運賃率及び積載率の届出については、当該届出を利用する都府県間開設されたものとして記載すること。
5 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
6 積載率用図説については、前項二に掲げるものとする。
7 積載率用図説の欄または積載率に関する項目の明細は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
8 記載する都道府県区分に応じ、運賃および運賃増減すること。
9 紙帳の大きさは、日本産業規格A判4番とすること。

[illegible][illegible]

[illegible]

注1 専任役員（候補役員等及び副議長候補役員を除く。）については記載すること。
注2 契約診療等において規定するサービスの区分区分に別当とする。
注3 特定医療行為等（同担及び手術等）に別当とする。
注4 当会の活動と事業（同担及び手術等）を区別すること。
注5 当会の活動と事業（同担及び手術等）を区別すること。当会が提供するサービスは、当該診療科目の存在する診療科目で定められたものと区別すること。
注6 新たに契約を締結しない旨については、記載を要しない。
注7 診療科目等については、別当に別当とする。
注8 診療科目等については、別当に別当とする。
注9 診療科目等については、別当に別当とする。
注10 記載する診療科目等に応じて、漢字及びローマ字を記載すること。
注11 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とする。